

第 29 期目録委員会記録 No.9

第 9 回委員会

日時：2004 年 1 月 24 日（土）14 時～17 時 10 分

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長、原井、古川、増井、横山

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 第 2 章（和古書・漢籍を含む）（案）（28 ページ-A4、増井委員）
2. 第 3 章（改訂案）（10 ページ-A4、増井委員）
3. 第 13 章 継続資料（案）（42 ページ-A4、原井委員）
4. 第 13 章 における複製物に係る項目（3 ページ-A4、原井委員）
5. 記号法について（1 ページ-A4、原井委員）
6. 第 29 期目録委員会記録 No.7 訂正版（5 ページ-A4、事務局）
7. 第 29 期目録委員会記録 No.8（5 ページ-A4、事務局）

[連絡事項]

委員会の来年度事業計画について、古川委員の意見を入れ委員長が作成しなおしたものをメーリングリストに載せた。来年度には第 13 章や和漢古書の改訂が一段落するので、NCR の枠組を作る検討体制に入らなければならない。シンタックスについては、人間の目のレベルと機械レベルがあり、今まで一括して議論してきたが、多少分析的に議論を進めたい。そのようなことを事業計画には箇条書きで入れたとの報告が委員長からあった。

[[検討事項]

1. 第 2 章和古書・漢籍関連の改訂について

増井委員から、資料 1 について次の説明があり、議論を行った。

「記述対象」と「図書」について

- ・マーキングしてチェックした。「図書」はそのまま残した。「記述対象資料」は「記述対象」とした。「記述対象」は情報源にあるか、範囲を意識してあるものかを検討して、残してある。「記述対象図書」は全部で 10 箇所あった。前回は「図書」にしてはどうかという意見だったが、一つの文章で「図書」と「記述対象図書」を使い分けているようなところがあり、そこはそのまま「図書」にはできないので、「記述対象の図書」あるいは「図書中には」という言葉に直してある。「記述対象の図書」としたところで「記述対象の」をとってもかまわないというところがあったら指摘してほしい。2.1.5.1A の「図書の」は削除する。

用語について

- ・ 2.1.1.1A の「完本」「完全本」「不完全本」は、もとは完本だけだったが、追加部分で完全本、不完全本を入れたため不統一が生じた。古典籍の辞典では完本に対する言葉は欠本としているので、「完本」「欠本」を使うことにする。「零本」も使う。NII で検討したときに「完全本」という言葉が出てきており、これは出版されたままの完全な状態を言ったものだった。見返しなどが無いような程度なら揃っているとしてよいとも思うので、「完本」でよい。

With 注記(2.1.1.2D ㊦)について、

- ・ 国書総目録や国文学資料館で「～と合」としているが、これは同じレベルの対等関係にあるものに使っている。NII では、漢籍データベースに漢籍の「増」が大量に入ってきたそうなので、それをどうするかということがあった。故人の歌集で著名な人の追悼文がある場合、それを付とするのはどうかという話が出ていた。
- ・ 今まで、マニフェステーションでとってきているのだから、それで割りきらざるを得ない。
- ・ 一般論として、今まで With 注記を入れてこなかったのはなぜか検討しなければならぬ。第 2 章の改訂になるので、古書にだけ入れるのはまずい。
- ・ CD などで多くの曲が入っている場合に、本タイトルとしては背などに表示されている曲名を採る。そのほかの曲名は、With 注記という方法があればそれで記録したかもしれないが、現在の規則には With 注記がないので、本タイトルとした曲名も含めて、内容細目として記録している。
- ・ 従来どおり内容細目にしておく。ウ)をやめてイ)に一本化する。イ)の「必要に応じて」は不要、また文脈から言って、本タイトル 総合タイトルとしたほうがよい。主要な著作のタイトルを総合タイトルとして選んでもよい、とする。

出版事項について

- ・ 2 以上出版地がある場合は、出版地ごとに採ることにしたが、今までのこともあるので、顕著なもの一つを選ぶ方法を別法として残すことにした。国会図書館はこの方法をとっている。また、古書では他を省略する場合は [ほか] と補記するのでそのようにした。顕著なものとは古書では、他の出版者より大きく表示されていたり、版元印の押されているものなどである。また、それだけが見返しに表示されていることも多い。
- ・ 出版地の付記と補記の区別がつかない。寺町 [京都] 日本橋 [江戸] と洛陽 [京都] は、角かっこの意味が違うが区別できない。NCR では角かっこと丸かっこの二重使用はしていない。([]) は () になる。都道府県名の付記は情報源になくても丸かっこを使っている。結果的には付記か補記かの区別は見た目にはできない。このようにすれば、寺町 (京都) 日本橋 (江戸) となる。
- ・ 規定の情報源にあるかどうかに関係なく付記する、とするしか解決策はない。
- ・ 出版年の西暦も付記とするか。今まで情報源にない場合、[] に入れてきた。

- ・古書の場合、補記であるかどうか区別できることは重要である。

2.0.6.3A、2.0.6.5

- ・2.0.6.6のように「...この場合は角がっこの前後にスペースを置かない。」を入れてみたが、入れなければいけないかどうか。
- ・NCR87年版では、ISBDのパンクチュエーションの前後にスペースを置くとしたが、角がっこ、丸がっこ、スペースに関しては行き過ぎのところもある。
- ・角がっこ、丸がっこの前後のスペースについては、2.0.6.6に由来からある文章のみを残して、そのほかには入れない。

次いで、以下の指摘及び議論があった。

2.0.6.3

- ・「漢字(=字母)」という表現は、NCRのテキストにはない。

2.0.6.3A

- ・ここも古書に限定したものと見えるので、(古)が必要。

2.0.6.5

- ・「注記においてさらに説明を加えることができる」は「さらに」を前にもってくる。
- ・「...することができる」という表現は、第13章の方針に合わせたものと思われるが、古書以外のところの、例えば2.0.6.4の「必要があるときは、...記録する。」という表現と混在することになる。
- ・過渡的に混在するやり方を採ることとし、古書のところだけ新しい表現にする。はっきりわかるように条のレベルだけでなく、項のレベルでも(古)を入れるようにする。2.0.6.3の最後の文章の前にも(古)を入れる。

2.1.1.1A

- ・(古)とした上に冒頭「和古書、漢籍については...」と書き始めるのはどうか。
- ・(古)でも、和古書だけの場合、漢籍だけの場合もあるので、このままだんぐんとよい。
- ・次の「完本でも、必ず」は削除する。
- ・最後の例示は本文の順序に合わせて、「源氏物語若紫巻」「水族写真巻之一」の順にする。

2.1.1.2C、2.1.1.2D

- ・関わらず かかわらず

2.1.1.2D

- ・タイトルと責任表示等の「等」が何を指すのか曖昧。

2.1.5.2E

- ・(古)和古書・漢籍の責任表示における...、漢籍の責任表示における...の順序にする。

2.1.5.2G

- ・「名前の前に付記する」という言い方は日本語としてよくない。
- ・「最初に丸がっこに入れて王朝名を記録し、続けて...」というような表現にする。

2.4.3.1D

- ・刊行年と印行年のここではどういう意味なのか説明する必要がある。

2.4.3.2E

- ・「記述対象に表示されている紀年をその資料の出版年として採択する場合は、そのまま記録する。」とあるが、「...紀年をそのまま記録する」ではいけないのか。
- ・古書の場合はそのまま書くのではなく、判断してほしいという意図がある。
- ・「...紀年を出版年とするかどうか判断の結果、採択する場合は、...」のように判断する作業を書いたほうがいい。
- ・和漢古書の場合の出版年は、その国の紀年を書くという趣旨のことがどこにも出ていないが、書いておいたほうがいい。

2.5.3.2E

- ・「冊子本」は、縦長本・横長本以外の通常の判型の図書を指すと思われるが、この語では曖昧である。

2. 第3章和古書・漢籍関連の改訂について

増井委員から資料2について説明があった。

- ・第2章を参考にしながら第1章を取り込み、第2章への参照を入れた。
- ・第2章では和漢古書の場合は個別資料ごとにとることを入れたが、第3章は記述対象ごとにとるのが前提なので、そのことは入れていない。
- ・書写者は和漢古書についてはとるが、現代のものはとらないとしているが、それでいいかどうか気分的に揺れている
- ・以前に、自筆であれば「写」ではなく「自筆」と書くことにすると説明したが、それはそのままにした。それが不都合であれば、両方「写」自筆であることは注記してもよい。

3. 第13章の改訂について

原井委員から、資料4について以下の説明があった。

- ・複製物に関する規定については、全体としては複製物自体を情報源とする場合を本則、原資料を情報源とする場合を別法とし、関係する項目をまとめた。
- ・順序表示は例外的に原資料の情報を採用するので、別法はない。
- ・版、出版、形態に関する事項は原資料を情報源とする場合も複製物の情報を採用するので別法は設けない。
- ・シリーズに関する事項が今までなかったが作成した。
- ・標準番号については今までもなかったなので、複製物の方にするか、原資料の方にするか、はっきり打ち出していない。
- ・NIIのやり方と違うところについては、NIIの意見をききたい。

資料5について以下の説明及び議論があった。

- ・NDL 内部から順序表示において、ハイフンの前にスペースが入っているが、ISBD や AACR2 にはない、このままとするのかという指摘を受けた。NCR でもハイフンの前にスペースを入れるという規定はないが、丸がっこの前後にスペースを置くことになっており、例はハイフンの前に丸がっこがあるのでスペースが入る結果になっている。これは、誤解が生じやすい。例については、ハイフンの前に丸がっこがない例を入れたため、誤解は避けられると思うが、丸がっこの前後にスペースを置くという ISBD や AACR2 にな規定を設けているため、結果として ISBD 等との違いは解消しない。
- ・このエリアは他の章にはないので、他章に影響が及ばないから、特殊な規定になるが、丸がっこの前後ではなく、前にだけスペースをおくことにしたい。
- ・付録 1 に波及する。NCR の記号法は理解が難しい。
- ・NII はどうしているか。書誌的巻次年月次はあまり気にしてないかもしれない。
- ・規定を変えるのが難しいとしても、丸がっこのない例を入れたので、よく見てもらえば理解できるとは思うが。

続いて、資料 3 について以下の指摘、説明及び議論があった。

- ・13.0 通則の 2 番目、3 番目の文章のつながりが悪い。「継続資料には、逐次刊行物と更新資料がある。」と言ってしまい、次に逐次刊行物について「逐次刊行物は、完結を予定せず、一般に巻号を追って刊行される資料である。」と説明するのがよい。
- ・13.7.3.6 は「2.7.3.6 に準じて注記する」のままでよいか。13.6.0.4 と 13.7.3.6A との関連をみて参照関係を調整する。
- ・13.1.1.3B は、ウ)に「日本近代文学館ニュース 日本近代文学館」の例を入れた。キ)として、本タイトルと並列タイトルが入れ替わったとき、を挿入し、あとの項目の番号をずらした。サ)は総称的なタイトルでない場合を考えて修正した。
キ)として入れた本タイトルと並列タイトルが入れ替わったときは、コ)の前あたりのほうがいいかもしれない。

次回以降の委員会 2月28日、 3月27日
4月は24日としておくが、委員長の都合を確認して、
4月に開催せず5月上旬になる可能性もある。